

法教育推進協議会 第38回会議 議事録

第1 日 時 平成27年6月16日(火) 自 午後1時12分
至 午後2時46分

第2 場 所 東京高等検察庁第2会議室

第3 議 題

- (1) 法教育推進協議会新委員の紹介について
- (2) 法教育推進協議会座長の選任について
- (3) 専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について
- (4) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

中島官房付 それでは、第38回の法教育推進協議会を開催させていただきます。

3月に開催されました第37回の協議会后、委員の皆様の任期が満了しております、今回は再任の方、それから新任の方を含めまして、新規の委員の方々で行う初めての会議となります。

後ほど互選により座長を御選任いただきたいと思っておりますけれども、それまでは事務局の中島が進行を務めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして法務省大臣官房司法法制部長の萩本から、委員の皆様に御挨拶をさせていただきます。

萩本部長 司法法制部長の萩本でございます。本日もお忙しい中、御出席くださりまして、ありがとうございます。

今話がありましたとおり、今年度初めての開催ということになります。新たに鈴木委員をお迎えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。それから、他の委員の方々も再任のお願いをいたしましたところ、御快諾くださりまして、ありがとうございます。引き続き御協力いただけることを大変心強くありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

この法教育推進協議会は、平成17年の5月に発足ということですから、丸10年たったこととなります。その前の法教育研究会から数えますと12年ということになりますけれども、この間、さまざまな教材作成など一定の成果を挙げてきたのではないかと考えておりますが、他方で学校の教育現場でこの法教育が十分に浸透しているかという、残念ながら必ずしもそうはまだ言えない段階にあるかと思っております。

3月の協議会でしたか、岩崎委員からも学校の先生方は何とか教育、何とか教育と山のようであって、ある意味大変といいますが、おなかいっぱいといいますか、そういう中で、法教育の浸透を図っていかねばいけないというお話を頂きましたけれども、そういう大変な状況にありますので、現場のそうした実情も十分踏まえて、一方的な押し付けではなく、そうした現場の実情も十分踏まえた上での工夫をしていかねばいけないのではないかとこのように考えております。そのためのお知恵を、皆様から引き続き頂戴できればというように考えております。

法教育につきましては、上川法務大臣は大変熱心でして、3月の会議で御紹介しましたとおり、国会の委員会での所信表明でも、法教育の充実に努めてまいりたいということを申しております。その意味で、我々法務省としまして今申し上げましたように、委員の皆様のお知恵を頂戴しながら、現場の実情に即した工夫をしながら、法教育を引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日もよろしくお願いいたします。

中島官房付 それでは、今回新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、本日は全ての委員の皆様から、簡単に自己紹介と一言ずつ御挨拶を頂ければと考えております。

恐縮でございますが、稲川委員から順番にお願いできますでしょうか。

稲川委員 最高検の総務部長をしております稲川と申します。

仕事上の役職として、司法試験委員とか司法修習委員とかしている関係で、ロースクール

生がやっている法教育サークル活動に興味を持っています。また、6年前に裁判員裁判が始まったんですけれども、そのときの検察側の裁判員準備検討会というところに属していました、裁判員制度の普及とそのフォローを担当してきた関係から、司法の国民参加とか法の支配という観点で、やはり法教育は重要だなということから、総務の仕事の一環としても、法教育の普及に努めています。

よろしくお願ひします。

中島官房付 岩崎委員、お願ひいたします。

岩崎委員 東京都教育庁指導部の主任指導主事の岩崎と申します。

先ほどお話がありました、いわゆる〇〇教育というような全般を担当しておりまして、よろしくお願ひいたします。

中島官房付 江口委員、お願ひいたします。

江口委員 筑波大学の江口と申します。

〇〇教育、法教育に12年関わっておりますけれども、またよろしくお願ひいたします。

中島官房付 小粥委員、お願ひいたします。

小粥委員 一橋大学の小粥と申します。民法の教師です。

一橋大学では、最近、法教育のサークルというものができまして、メンバーは法科大学院生なのですが、学生さんの関心がとても高くて驚いているところです。よろしくお願ひいたします。

中島官房付 鈴木委員、お願ひいたします。

鈴木委員 日本司法支援センター法テラス本部事務局長の鈴木でございます。

法テラスの方は、この間、大人向けの法教育にややシフトをしてきているところでございますが、私自身は実は12年前のこの研究会が発足したときに委員をさせていただいて、しばらくここでお世話になりました。その後も法教育とは少しずつ関わってはきておりまして、今ありましたロースクールでの取組として、東大の法科大学院生の指導をしたり、あるいは今も関弁連の法教育委員会の方の副委員長をして活動させていただいております。何らかお役に立てればと思つて参りました。よろしくお願ひいたします。

中島官房付 高橋委員、お願ひいたします。

高橋委員 司法書士会の高橋と申します。

司法書士は全国にあまねく存在し、地域に密着して仕事をさせていただいておりますが、法教育についても各地域で学校の皆さんとかいろいろな関係の皆さんと連携を取りながらやらせていただいております。より深めてより広げるためには、ぜひ司法書士も活用していただければなと思ひます。

私は福島県司法書士会に所属でありまして、御案内のとおり、福島県はまだまだ原発の被害が収束しないという状況で、子供たちも非常に大きな被害を受けているところであります。そういった意味でも、この教育、法教育というのは、非常に大事だと思つておりますので、私はこの協議会でもいろいろな御意見を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

中島官房付 長戸委員、お願ひいたします。

長戸委員 産経新聞の長戸と申します。よろしくお願ひいたします。

専門の皆様と比べますと、誠に浅学非才、これという専門がなく参加させてもらっている次第なんですけど、以前、司法クラブと、それから法曹クラブをちょっと担当させてもらった

ことがありまして、現在、外信部ということで、全くこの法律問題は関係ないかといいますと、皆様御存知のように、ソウル前支局長問題がございまして、韓国の司法とまたこのどっぴり向き合うことになりまして、やはり法律というものはどこに行っても何をしても本当に知っておかないといけない、人間の生活と身近な切っても切り離せないものだなというのを改めて感じております。いろいろよろしく願いいたします。

中島官房付 橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 福井大学の橋本と申します。

私も江口委員と同じように、20年前くらいからアメリカの法教育の研究をして、法教育の教材開発とかカリキュラム開発などをするようになり、今は日本の子供の法意識とか法認識というところに関心を持って研究をしております。どうぞよろしく願いいたします。

中島官房付 樋口委員、お願いいたします。

樋口委員 文部科学省教科調査官の樋口でございます。

現行学習指導要領も小学校はもう既に5年目ということになりましたけれども、一方で高校につきましては高等学校の3年生、実は今年より新学習指導要領が実施されていると、このような状況であります。かなり学校種、また地域によって、それから先生方によっても温度差があるということは承知しておりますので、ぜひここでの議論をいかして、また更に周知に努めていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

中島官房付 村松委員、お願いいたします。

村松委員 弁護士の村松でございます。日弁連の市民のための法教育委員会で事務局長を務めております。

弁護士会では各地で法教育に携わる弁護士の数が増えておりまして、弁護士会として法教育イベント、あるいは法教育の関わり方というのは、年々活発になってきているところではあります。他方、まだまだ教育現場において法教育が広まっているところまでは至っていないのではないかと認識しております。

この会議で皆さんからいろいろ御意見を頂きながら、教育現場でどう広めていくのか、そういう観点から、考えさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしく願いいたします。

中島官房付 委員の皆様、ありがとうございました。

なお、本日欠席されておりますけれども、安藤委員、磯山委員、大須賀委員にも、昨年度から引き続き委員をお引き受けいただいております。また、新たに東京大学大学院法学政治学研究科教授の太田勝造先生にも委員をお引き受けいただくことの内諾を頂いております。

それから、事務局でございますけれども、事務局の方も人事異動等で変更がございましたので、御挨拶をさせていただきます。

まず私は、大臣官房付の中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

近藤部付 司法法制部付の近藤と申します。この4月からこちらの担当になりました。よろしく願いいたします。

坪井部付 同じく司法法制部付の坪井と申します。よろしく願いいたします。

中保部付 同じく司法法制部付の中保と申します。よろしく願いいたします。

安部調査官 司法法制部の企画調査官の安部です。皆様にはいろいろメール等々で勝手な願いをして御迷惑をお掛けしておりますけれども、よろしく願いいたします。

中島官房付 それでは次の議事でございます「法教育推進協議会座長の選任について」に移りたいと思います。

本日は、本年の5月をもって、本協議会の座長と委員を退任されました笠井先生に御出席を頂いております。笠井先生におかれましては、平成19年に委員に就任され、その後、平成23年7月の第25回会議で座長に選任されて以来、約8年間、委員それから座長をお務めいただきまして、これまで法教育推進協議会における様々な取組等において御尽力を賜りました。

よろしければ、先生からぜひ一言御挨拶を頂ければと存じます。お願いいたします。

笠井先生 笠井でございます。

法教育推進協議会が新たな委員の方も迎えられまして、更に充実した体制になって、本日の会議を開かれますことを、心よりお喜び申し上げます。また、本日は退任いたします私のような者にも、このように皆様に御挨拶をする機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

私は先ほどもありましたように、平成19年に法教育推進協議会の委員を拝命しまして、それ以来4期8年間、委員を務めさせていただきました。その後半の4年間は、座長という役目を与えていただきまして、座長といたしましても、私は単に会議の司会をしていただけにすぎず、皆様の御議論のお手伝いをしたということでございますけれども、そういう機会は大変楽しくて、また貴重な機会であったと感じております。

この間、協議会ではそれまでに引き続いて教材の作成を進めてまいりましたし、法教育に携わる様々な方々や機関と意見交換をするなどして、連携をしてきたということがございます。それから、トピック的なことといたしましては、法教育懸賞論文コンクール、法教育の実践状況に関する調査研究、そして広報の充実、取り分け最後の方では、法教育のマスコットキャラクターも選定するといったことで、いろいろな取組ができたかと思っております。これらの取組は、先ほどから出ていましたように、まだ発展途上ではありますけれども、今後の法教育の発展に確実に繋がっていくものだと考えております。

委員の方々とそれから事務局の皆様が、精力的にこれらの活動に携わっておられるのに、私は後ろから付いていくだけという感じでございましたけれども、多くの方々の御意見を伺って勉強をしながら、地元の京都でも法教育のお手伝いをさせていただくこともできましたし、私なりにやることはやったなというところがございまして、大変充実した期間を過ごすことができましたので、本当にありがたく思っております。

これからも微力ですけれども、身近なところで法教育に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き皆様に御指導いただければと思っております。

法教育とこの協議会の更なる発展が望まれますし、そのことを心より祈念いたしつつ、私の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

中島官房付 笠井先生、どうもありがとうございました。

協議会としましては、先生がこの協議会を去られるということは、大変残念でございますけれども、これまで笠井先生の御指導の下で成し遂げてきた成果を引き継ぐとともに、また今後とも法教育のますますの充実、普及に向けて取り組んでまいりたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、座長の選任をお願いしたいと思っております。どなたか適任

の方の御推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

江口委員 江口なんですけれども、小粥先生をお願いしたいと思います。

中島官房付 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

村松委員 私も、これまでも積極的な発言で議論を引っ張っていただきましたので、今度は座長という形で、この協議会を小粥先生に引っ張っていただけたらいいかなと思っております。

中島官房付 ありがとうございます。

ただいま江口委員と村松委員から、小粥委員を御推薦いただきましたけれども、皆様、御異議ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。(一同了承)

ありがとうございます。それでは、小粥委員に座長をお願いするということにいたしたいと思います。小粥委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、これから先の進行につきまして、座長に選任されました小粥委員をお願いしたいと思いますので、座長席のほうにお願いいたします。

小粥座長 ただいま座長を仰せ付かりました小粥でございます。新参者の私のような者に務まるかどうか、不安も感じるところではございますが、委員の皆様、そして萩本部長を始め司法法制部の皆様の御意見、御助言を頂戴しつつ、適切な議事進行に努力してまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、事務局から本日の議事と配布資料の説明をお願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から本日の議事と配布資料の説明をさせていただきます。

机前にお配りした議事次第を御覧ください。

本日は、この後、二つの議事を予定しております。

一つ目の議事、議事次第では(3)になりますが、「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について」です。後ほど事務局から、今後の大まかなスケジュール等につき、御報告させていただきます。

なお、この専門学科及び総合学科高等学校という言葉につきましては、商業高校や工業高校など、いわゆる実業高校のこととございまして、樋口委員の方から御助言を頂きまして、正式な名称を用いることとしたものでございます。

続きまして、二つ目の議事でございます。議事次第では(4)になります。「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」でございます。事務局のほうから、まず現時点における検討状況等につきまして御報告させていただいた上で、委員の皆様から御意見等を賜りたいと思っております。

続きまして、配布資料について御説明させていただきます。

資料目録にございますが、資料1は、本年5月現在の法教育推進協議会委員の名簿でございます。資料2は、法教育推進協議会の開催要領になります。資料3は、法務省職員等による法教育授業の実施件数調でございます。

そのほか、議事(3)及び(4)に関しまして、席上配布させていただいている資料が事務局配布資料として3点ございますが、これらにつきましては、後ほど本件議事の際に御説明させていただきます。

そのほか、本日、村松委員のほうから「第9回高校生模擬裁判選手権大会概要」と題する資料が、岩崎委員のほうから「学校教育における「法」に関する教育の推進」についての資料を席上配布で配布させていただいているところでございます。

村松先生につきましては、この資料について若干御説明をいただけるというふうにお聞きしておりますが、よろしく願いできますでしょうか。

村松委員 今でよろしいですか。

中保部付 後ほどでもよろしいですけれども。では、後ほどお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、最初の議事に入りたいと思います。一つ目の議事は、「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究について」です。

本件に関しましては、まず事務局から、その概要等について御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

中保部付 それでは、事務局から御報告させていただきます。

新たに協議会の委員になられた方もいらっしゃいますので、近年の法教育教材の作成に関する協議会の活動状況と併せて御報告させていただきます。

本協議会におきましては、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方などに関する検討を進めてきたところでございます。そして、平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた小・中・高等学校の学習指導要領がいずれも完全実施されたことから、平成24年度には全国1万校の小学校を、平成25年度には全国5,000校の中学校を、平成26年度には全国2,345校の普通科高等学校を対象に、法教育の実践状況の調査を実施したところでございます。

かかる調査結果を踏まえまして、平成25年度には小学生向けの法教育教材を、平成26年度には中学生向けの法教育教材を作成し、全国の小中学校等へ配布したところでございます。

本日議事に上げさせていただいた専門学科及び総合学科の高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究は、昨年、平成26年度に実施いたしました普通科高等学校における実践状況に関する調査研究に引き続きまして、専門学科及び総合学科の高等学校を対象とし、法教育の実践状況や法教育を実践していく上での御意見、御要望等を明らかにするために実施するものでございます。

このように高等学校につき、普通科と専門学科、総合学科に分けて実践状況調査を実施することにいたしましたのは、高等学校につきましては、普通科以外にも多様な学科があり、それぞれの教育目標やカリキュラムなどが大きく異なることから、法教育の実践状況に関しましても、その特殊性等に配慮した調査研究を実施することが適切であるという考え方に基づくものでして、昨年7月の第36回推進協議会で御了解を頂いたところでございます。

今後の専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究のスケジュールにつきましては、基本的には昨年実施いたしました普通科高等学校における調査のときと同様に進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、机上配布させていただきました法教育の実践状況に関する調査研究スケジュー

ール（案）を御覧いただければと思います。

本年8月上旬頃までに入札を経て、調査を行う業者を選定の上、10月上旬頃までには、各学校に送付する調査票に盛り込む調査項目や設問の構成につき詰め、調査票を確定したいと考えております。なお、集計・分析などを経て、推進協議会に調査結果を報告できるのは、平成28年3月中旬頃を予定しております。今後、入札により業者を選定した後、調査票に盛り込むべき調査項目や設問の構成等につきましては、普通科高等学校の調査の際と同様に、委員の皆様のお意見等を賜りたいと考えておりますので御協力をお願いいたします。

なお、実際に協議会を開催して御意見を聴取させていただくのか、メールなどで意見照会をさせていただくのかは、今後調整させていただければと思っております。

なお、昨年度実施した普通科高等学校の調査結果及び今年度実施予定の実業高校の調査結果を踏まえまして、高等学校の教材の作成に関する検討等につきましては、平成28年度に行うことができると考えているところでございます。

事務局としては、以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御報告がありましたが、本年度実施が予定されている専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究のスケジュール等につき、何か御質問などございますでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 この対象の高校というのは、どれぐらいの数になるのでしょうか。

小粥座長 事務局で把握されていますか。

安部調査官 今のところちょっと数は確定しておりませんが、申し訳ございませんけれども。

高橋委員 普通科高校よりも多い、少ないというのかわからないですか、イメージ的に。

安部調査官 業者の方からは、同等ぐらいたとは、伺ってはいるんですけども、どうでしょう、樋口先生。

樋口委員 正式な数は、今手持ちがないのでわかりませんが、普通科高校と同等、あるいは例えば同等であれば、同様の調査ということもできるのかなと思いますが、そのあたりちょっと手持ちがありませんので、はっきりしたことは申し上げられません。

安部調査官 どうも申し訳ございません。

高橋委員 ありがとうございます。

小粥座長 そのほかにはいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、二つ目の議事である「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について」に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、二つ目の議事につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

中保部付 事務局から御報告させていただきます。

法教育の更なる推進につきましては、法務省として法教育の推進に戦略的に取り組むべく、鋭意検討作業を進めているところでございますが、本年3月の第37回協議会におきまして、事務局から更なる法教育の普及・充実に向けた今後の取組の一案を示させていただき旨お話をさせていただいたところでもございますので、皆様に本議事を御検討いただく前提として、御報告をさせていただきます。

机上に配布させていただきました「法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組の一

例」を御覧ください。

同資料につきましては、今後の取組の一例につき、「既存の取組の強化」と「新たな取組」ということで、整理をさせていただいているところでございます。あくまで一案ではございますが、既存の取組の強化としましては、法務省職員等の法教育授業、出前授業と申しますが、出前授業の拡充、マスコットキャラクターによる広報、各種マスメディアとのタイアップ企画、ロースクール生による法教育授業の支援等を挙げているところでございます。

なお、法務省職員等が行う出前授業の実施状況につきましては、資料3にありますとおり、平成26年度の実施回数は3, 325回でございまして、参加人数につきましては14万1, 592人に上っております。

また新たな取組としては、視聴覚教材の作成、モデル授業の作成、高等学校向け法教育教材の作成などが考えられるほか、例えば各団体などが作成した法教育教材を収集し、これらを法務省のホームページ上で御紹介するといった取組などが考えられるところではないかと思えます。

法教育の更なる普及・充実に向けた取組は、これらの取組に限られるものではなく、皆様からは広く御意見を頂戴できればと考えているところでございますが、事務局としましては、法教育を担う教員や学校の負担を軽減し、法教育教材を利用した法教育の実践を促進することが、法教育の普及の一層の促進という点で極めて重要であり、新たな取組に挙げさせていただいた高等学校向けの教材の作成とともに、視聴覚教材の作成、モデル授業の作成などにつき進めることができると考えているところでございます。

あくまで一案ではございますが、視聴覚教材については、ハウリス君などを利用したアニメーションによる補助教材として、推進協議会の方で作成していただいた法教育教材を使用した授業の導入部分やまとめ部分において使用することを予定しております。すなわち視聴覚教材を使用することで、各テーマごとの授業の冒頭部分で、授業の概要を生徒に視覚的にわかりやすく伝えるなど、教材を使用した授業にスムーズにつなぐことや、まとめ部分で授業のポイントをおさらいするなど、教材を使用した授業の効果を一層高めることができるのではと思っているところでございます。

また、法務省職員等による出前授業の際に使用する導入教材としての視聴覚教材の作成も考えているところでございます。例えば出前授業の冒頭15分程度で、ハウリス君等を活用したアニメーションによるショートムービーとして、一般的な法教育授業の内容の御紹介や模擬裁判、法廷傍聴といった法教育の様々なツールを示すことなどを予定しており、教職員や生徒の法教育への興味・関心を高め、教育現場に法教育を定着させることにつながるものではないかと考えているところでございます。

ハウリス君たち法教育マスコットキャラクターを活用したアニメーション教材につきましては、昨年度の広報部会においても特に実際に法教育授業を担当している先生方から、強く望まれていたところでございまして、事務局としましても、是非積極的に行っていただくと考えているところでございます。

視聴覚教材につきましては、本年度及び来年度にかけて、その内容等について調査・研究等を行い、平成29年度には作成・配布をしたいと考えているところでございます。

また続きまして、モデル授業につきましてもあくまで一案ではございますが、法教育教材や先ほどお話しさせていただいた視聴覚教材を活用した実際の法教育授業の実践例を示すも

のを想定しているところでございます。これにより、推進協議会の御尽力で作成していただきました法教育教材と、ハウリス君等を活用した補助教材の有機的な連携が図られるとともに、何よりも実際に法教育授業を行う教員や学校の負担軽減や、授業効果の一層の向上につながるものと期待しているところでございます。

モデル授業につきましても、本年度及び来年度にかけてモデル授業の開発についての調査・研究等を行い、平成29年度には完成・周知を図りたいと考えているところでございます。

視聴覚教材及びモデル授業の作成等に関しましては、委員の皆様には御協力いただき、本協議会に作成部会を立ち上げさせていただきまして協議・検討いただくとともに、必要に応じて協議会及び部会の委員の皆様による積極的に法教育授業に取り組んでいる地域や学校等に対する実地調査、あるいは関係者等からのヒアリングなどを行うとして、実効性のある調査・研究を行いたいと考えているところでございます。

なお、実地調査あるいは関係者の方々からのヒアリング等の点につきましては、今後、委員の皆様から、積極的な法教育授業の取り組みがなされている学校あるいは地域、逆に各種問題がありなかなか思うように取組が行われていない学校、あるいは地域などに関する情報につきまして御教授いただきながら、具体的な調査対象地域等を選定していきたいと考えているところでございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、事務局からの御報告は以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

この更なる普及・充実のための取組は、事務局の御報告の案に限られるものではなく、さまざまな取組が考えられるところでありますけれども、事務局の御報告につき、何か御意見等はございませんでしょうか。また、そのほかに取組として考えられるようなことがございましたら、御発言をお願いしたいと存じます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 前回の協議会でも出たと思うんですけども、我々司法書士会もそうですし、弁護士会さんもそうですけれども、いろいろところで法教育をやっているんですが、この間のアンケートの結果を見るとどこにアクセス、アプローチしたらいいかわからないという学校の先生たちの意見がアンケートから見えてきたんですね。そのときの議論の中で、法教育をコーディネートする方が必要ではないかというお話もありましたので、その既存の取組を強化するんであれば、いろいろところでやっているものをもう少し取りまとめて、それを広げるという方法がぜひ必要ではないのかなと思っております、一つの考えですけども。

小粥座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

江口委員、お願いいたします。

江口委員 普及の問題なのかどうなのかはわからないんですけども、商業科を始めとして調査しますよね。そのときに商業科には消費生活と法という2単位の必修科目がありまして、ほぼ民法入門みたいで、実は私は大学院の連中にたまにコピーして読めというような指導をしているんですけども、高等学校の簿記をやるグループとか商業をやるグループのうちのテキストを何かもう少し生かして、充実させていくという方法だって、ないわけではないなとずっと思いながら、要するに高等学校の新たな教材を作るのではなくて、検定を通ったのは2社しかありませんので、検定を通った法律専門家、ほとんど実務家と専門家と高校の先

生でやっているテキストがありますので、それをうまくハウリス君とか、いろいろなキャラクターを使いながら生かしていくという方法はないだろうかというのがちょっと気になっていまして、新たに作るというのはちょっと大変かなと思ったもんですから、一つ意見を言いました。

小粥座長 ありがとうございます。

村松委員, お願いいたします。

村松委員 今の高校向けの教材の件でなんですが、昨年、高校の普通科の調査研究をしまして、今年度は専門学科等の調査研究をしますよね。高校向けの教材を作るとなると、高校でどういふふうに使えらるんだらうかということ、何かしらの形でその調査研究と相互にリンクしたり、情報を使ったりできる部分もあるのかもしれないと感じました。まだちょっとイメージは湧いてないんですが。

そうなってくると、調査は調査、教材は教材で作るのではなくて、例えば作りたい教材のイメージがある中で、そこを調査内容にうまく反映させるとか、何かそういうことも可能かどうかちょっとわからないんですが、念頭に置いてもいいのではないかなと感じました。

小粥座長 今の村松先生の御意見は、具体的にどう受け止めればよいのか、いま一つわからないのですが、例えば法教育の教材を一コマ分とか二コマ分作ったといたしまして、教育課程の中にはめ込む余地があるとしたらどこかというようなアンケート項目を作るといふようなことになりますか。

村松委員 例えば今までのアンケートは、法教育をやっていますかとか、誰を呼んでいますかということが調査項目でした。今度、教材を作るといふことになると、当然、学校の教育課程の中で、恐らくこの辺でできるんだらうという狙いを定めて作っていくことになるんだらうと思うんですよね。そうすると、教材作成において、念頭に置いている教育課程の中で、実際に法教育をやっているのかどうかといふのをもう少しピンポイントで聞いたり、やっていないとすると何でやっていないのか、あるいはやり方がどういふやり方をしているのかといふ、そういう聞き方もできるかなといふふうにはちょっと感じたりもして、今みたいな発言をさせてもらいました。

小粥座長 中保部付, お願いいたします。

中保部付 本年度、実業高校の調査は、これから調査票の策定を含めて進めていくところでございますが、その際には実際その後作る教材の内容をイメージして、実際の調査票の内容を詰めていかないといけないということだと思いますので、調査票の内容を詰めるに当たっては、村松先生を始め、委員の皆様御意見を伺いながら詰めていきたいなといふふうにご考えているところでございます。

小粥座長 それでは、具体的なプロセスの中でということ、よろしいですかね。

村松委員 はい。私も余り具体的にイメージをして話をしていわけではないんで、座長のおっしゃるとおり抽象的なんですけれども、何かそういうイメージ、関連ができるかできないかちょっとわからないんですけども、念頭に置いてもいいのではないかなと思つて発言させてもらいました。

小粥座長 ありがとうございます。

それでは、樋口委員, お願いいたします。

樋口委員 今の村松委員, それからその前の江口委員の発言に重ねてということになるかと思

いますけれども、いわゆる実業高校では商業科、工業科、それぞれの専門科目というのがあります。商業科につきましては、江口委員のおっしゃったとおりで、法に関する相当専門的な内容を取り扱う科目があります。

今回の調査で、それがうまく調査項目として挙げることができれば、その商業科においてどのような教育がなされているのか、またどのように充実が図られているのかという情報を、この教材の方に生かしていくということも考えられるのかなということを感じました。

商業科の先生方にとっては当然と思っている様々な方との連携ですとか、それから法に関する教育のノウハウというところが、他の校種、あるいは他の学科においては、全く承知していないということもあり得ると思いますので、そのあたりが連携、あるいはリンクということにつながるのかなと今感じた次第です。

小粥座長 ありがとうございます。

そのほかには、いかがでございましょうか。

江口委員 いいですか。

小粥座長 はい。

江口委員 キャラクターは、ハウリス君だけでなく、女生徒も入れてくださいよ。男性だけのマスコットではなくて、せっかくいっぱい作っていただいたわけですから、Law則君も君ですもんね。みんな君、君だからちょっとおかしいかなと、ふと思ったりもしたんです。

小粥座長 そうですね。事務局から中保部付、お願いいたします。

中保部付 ハウリス君たちマスコットキャラクターは、みんな法教育を推進していただく貴重なキャラクターで、いずれについても親しみのあるキャラクターでございますから、それをうまく活用して、法教育教材や広報等の面を含めて、ハウリス君のみならず、ほかのキャラクターについても、光が当たるような形で進めていけたらいいなというふうに考えているところでございます。

小粥座長 橋本先生、お願いいたします。

橋本委員 モデル授業の作成に関連して、僕の意見なんですけれども、モデル授業を作って、例えば視聴覚教材で導入とまとめを行うといった形でモデル授業を提供していくということだと思っておりますけれども、現場の先生方の感覚で言うと、それを頂いてもなかなかお忙しくて見る機会がないということもあるので、例えば教員研修の機会、都道府県の教育委員会単位で、教育研究所等でも教育研修を夏休みにやっているところがありますので、そういうところにもぜひ提供いただいて、教員研修に使っていただくと、作ったものが生きてくるということになると思うので、そのあたりについてもぜひ御検討いただければと思います。

小粥座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

村松委員、お願いいたします。

村松委員 今の橋本先生のお話で、思い出しましたがけれども、以前の協議会で中学校の教材をバージョンアップしたものを作ったときに、作っただけではなくて、せっかくいいものができたのもったいないので、それこそ広めるというためには、教員研修のようなものをそれを使って開いていったらどうだろうかという提案をさせていただきました。その問題意識は、今の橋本先生と同じ視点ですので、単に作るだけでなく、研修の機会をうまくつくっていく、そういうことも取り組んでいっていいのではないかなと感じました。

小粥座長 ありがとうございます。

中島官房付 ちょっと1点、よろしいでしょうか。

小粥座長 はい、中島官房付、お願いいたします。

中島官房付 委員の皆様の御意見を伺えればと思うのですが、先ほど中保から御説明しました視聴覚教材の作成というところにつきまして、我々は今、どういった教材が有効なのかというところについて、全く知見がないものですから、御意見を伺いたいと思っています。例えばほかの授業の科目、何々教育とつくもの、あるいは通常の国語、算数、理科、社会といった基本科目というんでしょうか、そういった科目であれ、何か効果的にこういう視聴覚教材を授業の導入等で使っているような事例というのがございましたら、御紹介をいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

小粥座長 樋口委員、お願いいたします。

樋口委員 それでは一つ、他省庁の話で恐縮ではあるんですけども、消費者庁さんが、平成22年度から23年度にかけて視聴覚教材、DVDを作成しております。これを全国の中学校、高等学校あたりが対象ですけれども、配布をしているということを承知しております。私もそこに少しは関わっていたわけなんですけれども、実際にどの程度それが使われているかということについては、まさに今調査を消費者庁さんの方でなさっているという情報も聞いておりますので、そういうようなものも、今後参考になるのかなと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 先ほどリーフレットを配らせていただきました。これの視点は、通常の教育課程の単元の学習に必要な標準的な授業時数内で行える取組しか取り上げていません。ですから膨らまसानくていいと。だから、その中で、今回の場合は東京弁護士会さんと東京都行政書士会さんとの連携した授業ということで、無理して何か特別に増やしてやる学習活動には設定してないものだけを、昨年度やったものですけれども、取り上げています。これは東京都の全学校に配っておりますので、小学校、中学校、高等学校にも配りましたけれども、昨年度末です。法教育という、法や決まりの意義とか、法や決まりを守ること、その意義について学ぶ学習ということは、やっていない学校さんというのは本当はないわけですね。学習指導要領の中に位置付いていて行っているわけなので、ただ、法教育という言葉で意識して取り組んでいるかどうかは別ですけれども。

また、教科書で指導するわけなんですけれども、教科書を指導するような授業になってしまっていて、教育内容とか、またその目的とか、教える側の教員の理解が不十分で、ただ教えているだけになってしまっていて、学習のねらいとかが十分に教える側が理解していなくて、その目的が達成されていないようなこともあるのかもしれませんが、法教育をやっていない学校というのは、ないということです。

ですから、東京都といたしましても、いわゆる〇〇教育、教育課題に関わるものがございまして、たくさん。それは一つ一つ全部重要だと、ただ重要だけれども、それをいたずらにとにかくどんと渡しても、やってくださいと言っても、それぞれを膨らませるような取組ばかり宣伝してしまうと、これは前にも話したことですけれども、やはり実際無理だと考えます。各学校さんは、学習指導要領に示された目標及び内容、その目標を実現するために教科書を用いて指導することで、やはり精いっぱいという面があると思います。

その中で〇〇教育の、ここだったら法教育の視点もちちゃんと持ってもらって、その指導を

しっかりやってもらえばいいわけですし、そのツールとして例えば視聴覚教材もあり、また外部のいろいろな方々と連携して活用してということもありという、ツールがいっぱいあると。だから、この時間に指導するときには、こういうツールが使えるよ、こういう方々と連携できて、こういうことができるよというのが、わかりやすく示されていれば、学校さんというのはそれを活用したいのかなというふうに思うんですけども、あまり壮大なものが示されても、なかなか難しいのかなと思います。

すみません、何か長くなりました。

小粥座長 ありがとうございます。非常に現実的な御意見かと承知しました。

中島官房付。

中島官房付 今の岩崎委員の御発言は非常に示唆に富むお話だったかと思うんですけども、実際にこういった視聴覚教材を作るときには、具体的に例えば社会科の授業なら社会科の授業の中で、こういった教材をどういうふうにするかというような視点で作った方がいいということですね。

岩崎委員 それがないと学校は使えないと思うんですよ。教材をぼんと渡して、例えば総合でもいいよ、特活でもいいよ、教科でもいいよと言ってもなかなか難しく、社会科の単元の大体時数というのは決まっているじゃないですか。社会科、私は専門が社会科じゃないですが、様々な先生もいて、幅があるので、確かに弾力的というか、扱うことはできるんですけども、大体この時間数でやるこの内容のこの部分で、例えば10分、15分程度の視聴覚教材でここで使えますよとか、そういうものの方が使いやすいのかなとは思いますが。

中島官房付 ありがとうございます。

小粥座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

村松委員 たびたびすみません。今の岩崎委員のお話を伺いながら、ちょっと別の視点でお話しさせていただきたいと思います。

今回、教材を作るということの御提案があつて、教材自体は非常に大切なことだと思っています。まさに法教育を実践しようと、取り組もうと思っている教員が参考になりますし、あるいは事務局から御紹介ありましたように、負担の軽減になるのかもしれないなと思っています。

一方で、法教育を実践しようとしてもなかなか時間が取れなくて、実践できないんだというようなお話が、従前より岩崎委員の方からお話があったかと思っています。あるいはあまりまだ法教育というものになじみがない、関心がなくて、取り組んでいない先生もいらっしゃるだろうと思っています。それは先ほどの岩崎委員の言葉を借りれば取り組んでいないというわけではなくて、カリキュラムの中に入っているわけですから、取り組んでいるのかもしれないけれども、法教育的な視点を持って取り組んでいないということになるのかもしれないなと思いました。

ある意味、こういった学校現場でなかなか法教育が実践できない、あるいはまだまだそういう視点を持たれていない先生方がいるという現状を鑑みると、学校教育において法教育に取り組むやすいような環境、あるいは法教育的な視点を持って授業を行いやすいような環境というのをどう作っていくのかということも、教材作成と並んで大事なことはないのか

など考えております。

ちょうど今、中教審の方で今後の学習指導要領の改訂、あるいは新しい教育課程に向けて、議論を進められているところだと聞いております。そういった議論を横目で見ながら、学校現場で法教育に取り組みやすいような環境にするにはどういうことができるのか、あるいは法教育的な視点を持って授業をするためにはどういった環境を作っていくといいのか、そういうこともあわせてこの協議会で議論していくと、あるいは取り組んでいくということが、法教育の普及にとっては大事なのではないかなと感じました。

岩崎委員 東京都教育委員会の方で8月、全ての小中学校から1名、先生にお越しいただきまして、ある説明会を行うんですけども、何の説明会かという、先ほどお話のあったような既にやっている〇〇教育について、教育課程の中で、教科等の指導の中での、さまざまな教育について。実はその会自体が法教育だけでなく、租税教育だったり金銭教育だったり食育だったり、全てを取り扱って、既に教育課程のこの中で先生方はやっていますよという一覧を、実は東京都で作成したんですね。〇〇教育を皆さんの学校は既にやっていますよと。

だから、これをある意味意識してやるかどうかというのが重要なことなので、ある教科の学習内容にそれが位置づけられているのは、こういう意図からですよ。その意図というのは、いわゆる〇〇教育ですよ、これは先生方はやっているんですよ、先生方は指導する際にそれをちゃんと意図してやってくださいよねということをして先生、各学校に御理解を深めていただくための会を設定しまして、その説明をするとともに、プラスアルファで学校の特色化を図る取組として、うちは何々教育を重点的にやっていきたいといった場合には、こういうやり方もありますよということも御説明するような、説明会を開きます。まさに先生方が一生懸命されているんですけども、なかなか余裕がなくてそういう視点を持ってない学校さんに対してということで、東京都としてはそう取り組んでいく予定でございます。

以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

これは個人的な感想というか意見なのですがですけども、岩崎先生のお話を前回もお聞きしまして、横並びで、法教育のほかに何々教育、何々教育があるということでもございました。けれども、私自身は、食育とか、例えば簿記のつけ方とか租税教育と同じ次元に、法教育が、ワン・オブ・ゼムとしてあるという考え方と、それからそうでない考え方とがあり得ると思っております。つまり法は、社会の一番基本的な構成原理ですから、だいたしまして、その同じ横並びのレベルで、ワン・オブ・ゼムとして法教育がいるだけでは、まだまだよくない、不十分である、そういう意見も恐らくあるのだろうと思うのです。つまり、法教育は、その他の何々教育とは、次元の異なる存在だという見方があり得るということでもあります。

そういう観点からいたしますと、今の東京都の整理についても、異なる意見があり得るということは確かだと思うのです。そういった考え方もあるかもしれないということも申し上げたということでもございます。

岩崎委員 その並列で同じレベルというか、同じ桁で置いてないのは、一応今回の説明会では、学校の教育活動全体を通じて推進することとして位置付けられている、人権教育と、人間としての在り方生き方に関わる道徳教育、この二つは、そういう扱いをしないというところで扱ってないんですけども、実はほかのものは同じレベルに扱ってしまして。ただ、それはやはり国が示している学習要領にどう扱われているかというところが、ひとつ重要なと

ころかと思うんですね。

やはり日本の場合、ナショナルカリキュラムがきちっと決められていますので、その中でどう取り扱ってくるかということになると。教科学習としての学習のねらいを明確にもった教科等のカテゴライズ、それを縦割りとした場合に横の視点で見えるもの、教育課題としてやはり同じ、レベルは違うんだと思うんですけども、扱いとしては同じような扱いで捉えざるを得ないのかなという。

小粥座長 現在の制度を前提にする場合の法教育の理解の仕方としては、恐らく岩崎委員のおっしゃるとおりなのだろうと思います。しかし、例えば、上川大臣から、法教育政策をもっと進めろというようなことなどがあれば、そのあたりの制度から恐らく見直しをというような問題が、もしかしたらあるかもしれないということですね。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 今、座長がおっしゃったのと同じようなというか、座長がこういう意見もあり得るというのを僕は持っていて、都の方が今日出された法に関する教育カリキュラムの作成にも関わったものですから、そのときに都で議論していたときにも、〇〇教育とはちょっと異なった位置づけが法についてはできるのではないかというような形で取り組ませていただいたつもりだったもので、今、岩崎先生の方からの〇〇教育としての法教育としきりに言われたものですから、若干ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。と思っています。

そもそも法務省で、このような会を設けていただくということは、〇〇教育を推進するためというよりは、むしろもうちょっと根本的なところで、法というのを市民の人たちに理解してもらう必要があるのではないかということで、さらにそれが学習指導要領の改訂につながり、先ほど都の方で作られたカリキュラムに関しても、学習指導要領にこのようなものが入りましたよということを、先生方に理解していただくという位置づけだったように思っています。

確かに法教育という言葉は入りませんでしたけれども、法に関して教えていただく必要がありますよということについて理解がされたものと思っています。それはほかの教育がどうのこうのと言っているつもりは僕はありません。〇〇教育、租税教育にしろ何にしろ重要だと思っていますが、それと同じレベルに法教育があるとしきりにおっしゃられる部分に関しては、私自身はちょっとこれまで関与してきた人間として、若干違和感を覚えております。

実際のところ社会科教育だけでなく、道徳教育、それから体育や様々な教育の中で、この法というものを、決まりというものを理解していただく必要があるのではないかということで議論をしてきたつもりですので、法に関する実務家が、その実務家たちの利益のために〇〇教育というようなことを言って、法に関する教育を進めてほしいと言っているわけではないということは、少し理解をしていただきたいなというふうに思っているところですし、この間の議論、少なくとも私はこの間、しばらくこの協議会には関与していませんでしたので、どういうふうに進められていたのか、僕も勉強し直しますけれども、それ以前においては、少なくとも〇〇教育だというふうにして、法教育をこの会で議論をしたつもりはなかったというふうに認識しておりますので、その点は事務局の方でも、どのような意見交換があったかをまとめていただければと思います。

小粥座長 ありがとうございます。

岩崎委員 でも、学校教育の中では、そのような特別な扱いというのはできないと思うんです

ね。実際には何度もお話ししているように、学校教育法の規定を受けて学校教育法施行規則で定められた学習指導要領に基づいて、学校教育は行われるわけなんです。それで、その中の扱いとして見たときには、確かに法教育という言葉もないですし、租税教育という言葉もないです。それをじゃどう扱うかといったときには、先ほどお話ししたように、学習指導要領自体の内容の分類の仕方としては、教科等の分類しかないわけですから、日本の教育課程はそういうふうにならされているわけですから、その中でそれを横で貫くものとして様々な教科等の中で指導されているものを横で捉えていったときには、法に関する教育の内容もあるし、租税教育に関するものもあるしということになると思うんですね。

それは国立教育政策研究所が平成24年度に配布した、キャリア教育の資料で、〇〇教育にはこれだけあるよと、そのことについての、学校のもつ上乗せ感や負担感についてリーフレットを作ったんです。国立教育政策研究所が。そこには法教育が並びで入っていますよ。その捉え方というのは、やむを得ないと思うんですよね、現状の教育課程では。

鈴木委員 やむを得ないかということ、この場で議論をして何をを目指すのかということとは異なると思っていますので、先生がおっしゃるような現実があることは当然わかりますし、この間、ずっと私も法教育に関わりながら、学習指導要領あるいは学校の先生にどう取り組んでいただくかは試みてきたところですので、そこはわかった上で、だけれども、学習指導要領がこうなんだから、この枠の中でしかやることがないというのであれば、ここでの議論というのは何なのかということになるだろうというふうには思っていますので、そういう議論をするおつもりなのか、この点をですから事務局もちょっとまとめていただきたいというふうに思っております。

小粥座長 恐らくこの問題については、もうお互いの意見は皆さんよく理解できたと思います。

岩崎委員 いや、ただ学校側からすると、だったら学習指導要領を改訂するときに、そういう内容にして、きちっと位置づけてもらわないとできません。実際学校の教員は一生懸命、たくさんの方を指導しているのですから。

小粥座長 ちょっと落ち着きましょう。

岩崎委員 そんな、やれやれと言われてもね。私は、そのように極端に推進しようとは全く考えません。

村松委員 先ほど法教育が取り組みやすいような環境をもっと整備すべきなんだという話をさせていただきました。その中で中教審の議論も横目で見ながら、もっと検討した方がいいのではないかというのは、まさに学習指導要領の改訂もにらみながら、どこで何が法教育的なことができるのかということを検討していいのではないかという問題提起をさせていただいたつもりでいるんです。

座長もおっしゃいましたけれども、法というのは社会の構成原理です。現在学校の教育課程の中で、学校教育の中で、課題解決型の能力を育むということが重視されている。そうであるならば、社会の構成原理である法というものの見方で、どう課題を解決するのか、どういう視点を持つのかというのは、非常に大事なことですし、学校の教育課題にも非常にフィットする、ニーズに合うものなのではないかなと、私としては思っているところなんです。

ですから、新しい学習指導要領ができる上で、どこにどういう形で位置づけられるのか、前回の改正のときには、社会科のところで法教育的な視点が盛り込まれました。盛り込まれたことによって、やはり社会科の先生は法的な視点で授業をしてみようということで、授業

を工夫されているんだろうと思っています。そうであるならば、ほかの分野であってもやはり法的な視点で授業を組み立てることはできるわけであって、現状がどうなのかというのは、私もわかっているつもりでいますけれども、将来に向けてどういうビジョンを作っていくのかというのは、やはりこの協議会で議論したいですし、すべきことなのではないかなと私は思っております。

小粥座長 ありがとうございます。

私が思いますに、岩崎委員の御意見は非常に貴重なもので、つまりこの協議会でいろいろすばらしいアイデアが出たとしても、現場にはこういう形で届いている、あるいは現場の受け止め方はこうであるという貴重な教えを頂いているのだと理解しております。これから先をどうするのかという問題は、鈴木先生、村松先生がおっしゃったように、この協議会も議論の場の一つになると思いますので、現在の状況認識とは別に、将来のことは、もちろんここで議論をさせていただきたいと考えます。鈴木先生、村松先生、岩崎先生には、現在の状況認識と、それから将来のあるべき姿とを別に切り分けて、引き続き御議論を頂きたいと思っております。

差し当たり、この点については、とりあえず今日はここまでという。

江口委員 いや、もうお二人の論争はそのとおりで、最初のときにベーシックな教育だ、教育だと言いながら、ベーシックではなくて、些末な教育になっているんじゃないのと、もう一回ベーシックに戻せという意味で鈴木先生は言われたし、村松先生も言っているし、私は法務省はそういう仕事をする場所だと思っています。そのことはちゃんと法務省としては粛々とやってほしいと。文科省は文科省として、日本の教育のカリキュラムを粛々とやっている。

その中で、状況も変わっていついて、裁判員裁判を始めとしてとか、あるいは教育基本法の改正問題が絡んで、法教育が充実されたのも事実ですけれども、例えば18歳の選挙権年齢が始まって、彼らが一人前の人間になっていく構造の中で、労働とか社会へ出ていく権利義務関係もきちんと教えなさいというのは、人々が要求することですから、それも反映するような法教育を作っても何もおかしくなくて、それが学校でやろうがやるまいが、子供たちは重要な知識だと思えば、多分教育を変えていくだろうと。そんなつもりで最初に議論したと、僕らは思っています。

だから、それはそれとして、ぜひ議論してほしいという感じがします。

中島官房付 今回の岩崎委員、鈴木委員、村松委員から御指摘のあった点についてでございますけれども、法務大臣からも法教育の充実・普及を図るに当たっては、戦略的な取組が必要であるというふうに言われているところでございまして、その戦略的な取組というところに当たっては、短期的なもの、それから長期的な視点というのが二通りあるかと思っております。

先ほど鈴木委員がおっしゃったような話は、どちらかというとも根本的な話、あるいはそもそも法教育の位置付けですとか、それをどう実現していくのかという、どちらかというとも長期的な大きな話になるのかなというふうに思っております。他方で今現在の状況を前提として、その枠組みの中で、学校現場でこの法教育をどう普及させていくかということになりますと、やはり岩崎委員がおっしゃったように、今の学習指導要領の枠の中でどう進めていくのかという仕切りになるのかなと思っております。

その辺りの区切りがちょっと不十分だった面もあるかと思っておりますので、今後の議事の進行、

あるいは議論に当たっては、その辺を事務局としても意識して進めていきたいと思っております。

御指摘どうもありがとうございました。

小粥座長 議論する機会というのを、ぜひ設けていただけるようお願いいたします。

そのほかにいかがでしょうか。

貴重な意見をたくさんいただきました。私がメモを取れた範囲で申しますと、高橋委員からは、法教育について相談したり出前授業を頼んだりする窓口というか、コーディネーションの重要性の御指摘を頂きました。コーディネーションにつきましては、役所と弁護士会、司法書士会などとの連携というのもあるのでしょうか、岩崎先生のところとの連携など、様々な連携があると思います。これは重要な宿題と申しますか、御示唆を頂いたのではないかと存じます。

江口委員からは、商業科で消費生活と法という授業が行われているという御教示を頂戴しました。そして、そのことに関して村松委員から、アンケートと教材作成とをリンクさせて進めるべきだというような御示唆も頂戴し、樋口委員からも商業科のことは参考になるのではないかと御示唆を頂いたと理解いたしました。

私は付け足しみたいなもので恐縮ですが、商業科で、消費生活と法をどうやって教えているのかというのに興味を抱きます。例えばテスト問題はどのようなものなのだろうかとかいうようなことでして、もし知ることができるのであれば、そういったものも、アンケートで尋ねていただけられるでしょうか。最近、法学検定試験の法教育版のような御提案なども実現しそうだということも漏れ聞いておりますが、一般に、クイズとか試験問題というものは、人によっては対象に興味を持つきっかけにもなりますので、商業科における消費生活と法の具体的な教育方法、手法などについても、聞くことができればと思います。

もう1つ江口委員からは、マスコットキャラについてジェンダーバイアスがあるのではないかと御示唆があったかと思えます。

橋本委員からは、教員研修の場を活用して教材を作るだけではなくて、作った教材の活用のことを考えたかどうかというようなことでしたでしょうか。これは村松委員からも御示唆をいただいたことではないかと思えます。村松委員からは同時に、法教育に取り組みやすい環境作りという大きな御示唆を頂いたと理解しております。

ほかにも重要なものが落ちていないか、保証の限りではございませんで申し訳ないのですが、私から、さらに細かなことを加えさせてください。このハウリス君とか視聴覚教材は、言ってみれば法教育というプロジェクトの宣伝材料なのだと思うのですが、ここにいるメンバーで宣伝とか営業とかの専門家というのは、必ずしもいないわけでございます。そうだといたしますと、広告戦略みたいなことについてのお知恵をしかるべき方にお聞きすることも考えていいのかなど。もしそういうことができないのであれば、差し当たり現在のところは中学生や高校生がターゲットだといたしますと、中学生や高校生のことは正直申してよくわからないわけでした、勝手に想像いたしますと、クリアファイルよりはLINEのスタンプとかの方がいいのではないかとか、あるいは前回、磯山先生がおっしゃっていたように、ハウリス君のキャラ設定をしたらどうかというようなこともありましたけれども、そんなことは年を取った私からは出るはずのないアイデアであります。ですので、例えばですけれども、法教育サークルの学生さんに、中高生に訴求力のあるような売り込み方を、教えて

もらうなどということはどうでしょうか。いいお知恵を頂けるだけではなくて、彼らのコミットメントを引き出すこともできそうですので、いろいろな戦略は考えられるのかなという気がいたします。

先生方から頂いたさまざまな貴重な御意見，ちょっと非常に乱暴な繰り返しで真意を損ねていることを恐れますが，ほかに御意見があれば。

そういたしましたら，これまで委員の皆様のお意見をお聞きする限りにおきましては，事務局から御説明いただいた視聴覚教材を準備すると，あるいはモデル授業の教材を作成していくという基本的な方向性については，御了解を頂けたものというふうに理解いたしましたけれども，よろしゅうございますでしょうか。

それでは，事務局のお示しくださった方向で努力を，あるいは作業を進めていただくとともに，委員の先生方から頂戴した貴重な御示唆を踏まえて，今後もお進めいただくということを事務局にお願いしたいと思います。

それでは，御了解いただきまして，ありがとうございます。本件に関しましては，予算的な措置も含めて，本年度，来年度のより具体的な作業の検討に入りたいと存じます。また，その進捗状況に関しましては随時，御報告させていただきたいと存じます。先生方からいただいたさまざまな御示唆につきましては，引き続き検討課題とさせていただきたいと存じます。

なお，先ほどお話しさせていただきましたとおり，もう一つ広報戦略の一つとして，事務局から御報告があるようでございますので，よろしくお願いたします。

中保部付 それでは事務局から，まず御報告させていただきます。

先ほどの視聴覚教材，モデル授業につきましては，現在の学習指導要領等を踏まえ，現在の授業内容等を意識した使いやすいものにしたというふうに考える一方，また村松先生や橋本先生が御指摘いただきましたように，その周知方法等を含めて議論していかなければいけないというふうに改めて思いましたので，その点については事務局においても，もう一度きちんと考えて整理したいというふうに考えているところでございます。

また一方で，先ほど中島がお話しさせていただきましたように，中・長期的なビジョンを持って，別途法務省として取り組めるということも，きちんと整理していきたいと思っております。

続きまして，広報の観点から一つ御報告，御説明をさせていただければと思っております。

現在，事務局で取り組んでいるところにつきましては，先ほど更なる普及・充実に向けた取組の一例として御説明させていただきました法教育マスコットキャラクターを活用した広報についての具体策を検討させていただいているところでございます。法教育につきましては，いまだになじみの薄い分野でございますが，広報という点で万人受けするビジュアルで親しみのあるキャラクターであるハウリス君たち，マスコットキャラクターに期待するところは，事務局としても非常に大きいところでございます。

中でもハウリス君につきましては，昨年度の広報部会において多くの委員から，小学生受けがよいのでアニメーション教材のほか，クリアファイルや鉛筆等のグッズや広報用のリーフレットを作成するなどしてイベント等で配布し，積極活用したほうがよいとお話をいただいたところでございます。

先ほど座長から、LINEの方が適当ではないかというふうにお話ししていただいたところで示すのは、ちょっと恐縮なんですけれども、机上配布させていただきましたハウリス君のクリアファイルの案というものを、配布させていただいているところでございます。

これは事務局において、前回の協議会でお話の出たハウリス君を使ったクリアファイルの1例を作成したものでございます。予算上の制約がございますが、このようなクリアファイルを各地で実施されている法教育授業や各種イベント等の場で配布することで、法教育につき、特に児童や生徒の皆さんに興味関心を持っていただくきっかけになるのではと考えているところでございまして、クリアファイルの構成やファイルに記載するキャッチフレーズなどのほか、広報としてクリアファイルがどの程度の効果があるのかといった点につきましても、広く御意見等を賜ることができればと思っております。

もちろんクリアファイル以外のマスコットキャラクターを活用した広報についても、御意見等があれば伺いできればと思っております。

事務局からの御報告は以上です。

小粥座長 ありがとうございます。

クリアファイルに関する御意見のほか、既に頂戴しているのもございますけれども、広くマスコットキャラクターを利用した広報についての御意見でも構いませんので、何か御意見ございますでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 私の場合、提案とか提言とかのそういったものではなくて、非常に細かいところかもしれないんですが、例えば小学生、中学生に強く訴えていく、関心を持ってもらうという点で、日本とアメリカは必ずしも同じ価値観やあれで生きているわけではないんですが、橋本先生がアメリカでの小学生ですか、何か法意識、どんなところに興味関心を持っているのかを何か調査されたことがあるというふうに、先ほどおっしゃっていたことに興味を持っていて、例えばどんなところにアメリカの子供たちは興味や関心を持っていて、どういう導入でここに成功しているのかどうなのかというのを、ちょっと教えていただけたらありがたいなと思ひまして、はい、すみません。

小粥座長 橋本委員、よろしいですか。

橋本委員 いや、そういう趣旨ではなくて、今の日本の子供の法意識、法知識の調査をこれからやっていくという、そういうところに興味を今持っていて、これからそういった調査や研究を進めていければということですけども。

あとアメリカについても、アメリカの教材の研究等は、この間やってきたという、そういう趣旨です。

小粥座長 長戸委員、よろしゅうございますか。

長戸委員 わかりました。はい、すみません。

小粥座長 いいえ、こちらこそ。

そのほかに、いかがでございましょうか。

事務局としてはクリアファイルを作成する方向でいきたいということですので、どうか御了承くださいますように。

江口委員 いろんな先生方が先ほど言われたように、院生にちょっとぐらい裏から、これいいかってぐらい聞いてもいいんじゃないでしょうかね。磯山君が言ったとおりにキャラを設定

して、意味があるように作ってほしいなと思っております。

安部調査官 クリアファイルに関しましては、実は結構これから夏に向けてイベントといいますか、小学生なんか大量に霞ヶ関の方に見学ツアーだとか、例えば法務省の方にもかなりの都内の小学校が押し寄せてきたりとか、あるいは学校の各地方でも教員の研修とかが行われたり、あるいは学校への出前授業が活発に行われているんですね。

また、10月とかのいわゆる法の日週間だとかというのに合わせてイベントも相当ありますし、そういった参加者から、何か文房具というんですか、クリアファイルにこだわっているわけではないんですけども、何かそういったものが、あったらいいねという声を聞いているものなので、ぜひこの点だけでも先生方にお認めいただければ、ちょっと第一段としてハウリス君のクリアファイルをやっていききたいなと思っておるんですが、いかがでございませうでしょうか。

稲川委員 今の話ですとこれだけではないと、とりあえずこういうもので始めてみよう。それで、ほかにも要望その他があれば、何か考えましょう。その第一段にしたいという、そういう話だったですかね。

安部調査官 はい、そういうことです。

稲川委員 私らのところでも中学生を中心に説明会その他に来てくれる人がいると、結構今の中学生クラスは自分たちのクリアファイルを持ってきている子もいるみたいで、そのクラスだと確かにいいのかもしれないと、小学生になるとわかりませんが。ですから、クリアファイルだけからというのであれば、そこはクリアしましょうというぐらいで、私はいいです。

小粥座長 笠井座長の時代に大変なエネルギーをかけて決めていただいたキャラクターですので、クリアファイルで終わるといようなことではなく大きく育てていただかないかと思えます。大きく出るとすれば、くまモンなどの戦略をまねするなどして、どんどんやっていたくといいいのではないかと。なので、あくまでもスタート、稲川部長もおっしゃることですし、クリアファイルを出発点とするということではいかがでしょうか。

中保部付 クリアファイルは飽くまで試みとしての一案でございまして、予算上の制約もある中で、まず一步としてこれをしたいというふうに考えているところでございます。

先ほどお話しさせていただいた視聴覚教材等も含めまして、そこではハウリス君等を使ったアニメーションということを考えているところでございまして、そういう意味では、ハウリス君を積極的に広報、もしくは法教育の効果上げるための教材の中身に入れていくということも含めて、その両面でハウリス君を含めたマスコットキャラクターを活用していくことは、事務局として考えているところでございますので、あくまで予算上の制約がある中の第一歩ということで御理解いただければと思うところでございます。

岩崎委員 質問していいですか。狙いは子供、大人、子供。子供ですよ、先ほどの話は。

中保部付 はい。

岩崎委員 そうすると、法教育をアピールする、何ていうんですかね。

小粥座長 キャラをアピールするのか、法教育をアピールするのかですか。

岩崎委員 いや、キャラとくっつけて、情報って伝わるので、結局、ふなっしーというのは、ふなっしーというキャラクターとプラス何かをくっつけて宣伝やアピールをしている人はいるかもしれませんが、このハウリス君というキャラと法教育という言葉がセットにな

って出ていくのか、ハウリス君と子供たちにこういうふうにしてほしいという、子供たちにもとてもわかりやすくすぐ覚えてしまうようなキャッチーなフレーズがいくのかということとか、デザインの問題になってくるかと思うんですけども。

安部調査官 委員の先生方にお示ししているここで何が抜けているかと言いますと、キャッチフレーズみたいなもの、キャッチコピーが抜けているんですね。

岩崎委員 そうなんですよ。法教育を宣伝しても仕方がない。ねらいがあつての法教育で、法教育が目的ではないのですから、子供が的なのであれば、子供たちにこうなってほしい、子供たちにこれをしてほしいというメッセージが大切だと思います。

安部調査官 その点、ちょっとおわびしたいんですが、本来であれば、何点か実はこういうことを事務局の方でという、何点か御披露した方がよろしいんでしょうけれども、若干ちょっと取り急ぎの業者の方から頂いた図面のこういうイメージといった形でしか、ちょっと御披露してないので、その辺が恐らく岩崎先生なんかは御異論があるのではないかなと感じているんです。いや、異論があるというのではないんですけれども、つまり、法教育マスコットキャラクターという文字はすごく小さくてよくて、この子がハウリス君だということ、そして、このハウリス君とセットでどんなメッセージを伝えるかという、まさにキャッチーな呼びかけのフレーズが一番大事なんだろうと、クリアファイルを作るときに、という気がしただけですので、すみません。

小粥座長 ありがとうございます。貴重なアイデアだと思います。

事務局は、とりあえずクリアファイルは作りたいということですので、クリアファイルを作るということ自体は、どうか御了解を頂きますようお願いしたい。ただ、どれぐらい作るのかにもよるのですけれども、今日出ただけでもさまざまな課題があるということがわかりましたので、本当は、もう一段階前で議論を頂く方がよかったのかもしれないような気もいたします。いろいろ申しましたが、クリアファイルはお許しをいただけますでしょうか。

安部調査官 本日の協議会では、クリアファイルを作成するという方向性を御理解いただければ、またそれに伴うキャッチフレーズだとか、あるいは構図だとかも、何種類かちょっと御用意させていただいて、メール等々で委員の皆様にもちょっと御意見を賜りたいと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

小粥座長 それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。なかなか上手にまとめることができなくて、申し訳ございません。

それでは、ほかにもそのマスコットキャラクターを利用した広報については、今後に向けても重要なテーマの一つでもあると思いますので、引き続きの検討課題もあると御指摘があったと思います。引き続き、今後どこかの機会でも、マスコットキャラクターの活用についても議題としたいと考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

一応、当初の予定の議事は以上でございますけれども、岩崎委員、そして村松委員から資料を頂戴していただけますけれども、お話をここで頂くということでもよろしいですか。

どちらから。では、村松委員から、お願いできますでしょうか。

村松委員 皆様の机の上に「第9回高校生模擬裁判選手権大会概要」というペーパーを配らせていただきました。

日弁連では毎年夏に高校生による模擬裁判の選手権を開催しております。今年は9回目と

ということになります。本大会の狙いというところに書いてありますが、模擬裁判を通じて物事の捉え方とか多角的に物事を見るといった能力、それから自分の主張を相手に伝えていくといった能力、そういったものを育んでもらいたいということが、この大会の趣旨になります。

模擬裁判といいますと、どうしてもシナリオ型の模擬裁判をイメージされがちですが、これは実際に実務家が見るような刑事の記録、これをもう少し簡略化したものになりますけれども、刑事の記録を高校生に渡して、検察側であればどういう立論ができるのか、弁護側ではどう立論ができるのかというところを高校生たちが考えてきて、当日くじ引きで決まった対戦相手と対戦をすると、そういった企画になっております。

本年度は8月1日の土曜日に実施いたします。実施場所は全国で4会場、関東大会、関西大会、四国大会、中部北陸大会の4会場になっております。時間が書いておりませんが、各会場とも9時40分開会式で、10時半から試合、第1試合の開始ということになりまして、終わりが午後5時前までの予定でやります。

最初に始めたときは関東と関西だけで、それぞれ4校ずつということで始めたわけなんですけど、徐々に徐々に参加校が広がってまいりました。

今年は神奈川でも予選を開催しますし、高知でも予選を開催しております。それから、福井は従前より予選を開催しながら参加校を決めているという状態です。東京でも大分応募学校が今年は多かったという経緯もありまして、少しずつですが学校現場に広がっているなどという実感を持っております。

この大会は最高裁判所、それから法務省、検察庁にも御共催いただきまして、裁判所を御利用させていただいたり、あるいは各地の学校の生徒の支援に検事の方も行っていただくなどの形で、法曹三者で取り組ませていただいている大会であります。

法教育の実践にはいろいろな形があると思いますが、一つの在り方なのかなというふうに考えておりますので、もし時間があれば、最寄りの大会をのぞいていただければと思います。ありがとうございました。

小粥座長 村松委員、ありがとうございました。ほかによろしいですか。

そうしたら、岩崎委員のほうから資料の御説明を。

岩崎委員 先ほどちょっと説明しましたけれども、今回については標準授業時数内で行いつつ、関係機関との連携による授業を昨年実際にやってみまして、それを東京都内の小・中・高等学校の先生方にぜひ参考にしてくださいということで、指導資料を作ったものです。

表紙を1枚めくると、ここは東京都弁護士会裁判員制度センター作成の資料及びDVD動画を活用した授業、また一番最後のというか、道德のところは東京都行政書士会との連携の授業ですけれども、これは道德のこの右側の読み物資料、よく道德は読み物資料を中心に授業が行われますけれども、中心資料として。この読み物資料は委員の先生が開発しまして、この読み物を作りまして、これをもとに授業をしまして、終末のところでは行政書士の先生からお話を聞くという授業の流れのものでございます。

先生方が取り組みやすいようにA4サイズ1枚で大まかな授業の流れがわかり、あと教員であれば、この流れがわかれば、ある程度教員は経験と専門性に基づいて、あとはこういうふうにやればいんだなというのは想像できる部分がございますので、あまり詳細に示さずに、わざと大まかな流れでポイントを説明して、また予測される子供の発言等も例示して、

わかりやすくは作ったつもりでございます。今年度も同様に、毎年法に関する教育指導資料は作成しているところでございますので、今年度末も作りますので、今も今年度それに向けて取り組んでいるところです。

以上です。

小粥座長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんようでしたら、本日はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

次回の日程につきましては、追って事務局から連絡いたします。

大変お疲れさまでした。

—了—